

障害者等に交付する外出支援助成券交付に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者等に交付する外出支援助成券に関する規則(昭和49年浜松市規則第85号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、外出支援助成券について、必要な事項を定める。

(市長が指定するもの)

第2条 規則第2条第1号の規定により別に定める外出支援助成券の種類は、次に定めるところによる。

- (1) 遠州鉄道バス・電車共通カード
- (2) 天竜浜名湖鉄道乗車券
- (3) 秋葉バスカード
- (4) 地域バス乗車券
- (5) タクシー利用券
- (6) 鍼灸マッサージ券
- (7) ガソリン券

2 規則第2条第2号に規定する市長が指定するものは、次に定めるところによる。

- (1) 遠州鉄道(株)が運行する乗合バス及び電車
- (2) 天竜浜名湖鉄道(株)が運行する電車
- (3) 秋葉バスサービス(株)が運行する乗合バス
- (4) 浜松バス(株)が運行する乗合バス
- (5) 市が委託し運行する乗合バス

3 規則第2条第3号に規定する市長が指定するものは、浜松市タクシー協会が認める事業者が運行するタクシーとする。

4 規則第2条第4号に規定する市長が指定するものは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「法」という。)第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許(以下「免許」という。)のいずれか1つ以上を有しており、市内及び周知郡森町に施術所を開設し、法第9条の2の規定による届出をしている者(以下「施術者」という。)であって、次の各号に該当するもの(以下「協力施術者」という。)とする。

- (1) 施術者を構成員とする全国又は全県組織の一員として活動している事業団体のうち、施術費助成事業に係る契約を締結した団体に入会している者
- (2) 施術者のうち、施術費助成事業に係る契約を締結した者

5 規則第2条第5号に規定する市長が指定するものは、旧天竜市、旧引佐町、旧春野町、旧佐久間町、旧水窪町及び旧龍山村地内に本店を有し、第1項第7号に規定するガソリ

ン券の取扱いに係る契約を締結した者とする。

(外出支援助成券の利用等)

第 3 条 前条第 1 項各号に掲げる外出支援助成券の適用範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。ただし、前条第 1 項第 5 号に規定するタクシー利用券については、適用範囲を定めないものとする。

(1) 遠州鉄道バス・電車共通カード 遠州鉄道(株)が運行する乗合バス及び電車の運行系統の停留所相互区間並びに遠鉄タクシー(株)が運行する乗合バス路線(北区細江地域及び北区浜松北地域を運行する乗合バス路線に限る。)

(2) 天竜浜名湖鉄道乗車券 天竜浜名湖鉄道(株)が運行する鉄道全線

(3) 秋葉バスカード 秋葉バスサービス(株)が運行する乗合バスの運行系統の停留所相互区間

(4) 地域バス乗車券 浜松バス(株)が運行する乗合バスの運行系統の停留所相互区間及び市が委託し運行する乗合バス路線(遠州鉄道(株)が運行する乗合バス路線を除く。)

(5) 鍼灸マッサージ券 協力施術者が行う鍼灸マッサージの施術(鍼灸マッサージ券の交付を受けた者が社会保険等からの医療費(療養費)の支給対象となる施術を受けている場合又は保険医療による施術を受けている部位に対する施術を除く。)

(6) ガソリン券 前条第 5 項に規定するガソリン等給油所における給油

2 規則第 3 条第 2 項の規定により別に定める助成券の使用期限は、当該外出支援助成券が交付された年度の 3 月 31 日までとする。ただし、前条第 1 項第 3 号に規定する秋葉バスカードについては、特に定めない。

3 外出支援助成券は、1 回の利用における金額の範囲内で使用することができる。この場合において、釣銭は出さないものとする。

4 外出支援助成券の交付を受けた者は、年度の中途においてこれを変更できないものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 鍼灸マッサージ券に関する交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。